○公的研究費の不正使用に関与した取引業者に対する取引停止等の取扱要領 令和2年9月29日

(目的)

- 第1条 この取扱要領は、國學院大學(以下「本学」という。)が、学校法人國學院大學固定資産及び物品調達規程第6条及び國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程第21条に基づき、公的研究費の不正使用に関与した取引業者に対し、取引停止その他の措置を講ずる場合の取扱いについて定める。 (取引停止)
- 第2条 最高管理責任者は、公的研究費の使用に関わる次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対しては、取引停止の措置を講ずるものとする。
 - (1)取引業者に対する調査に当たり、虚偽の申告をしたとき。
 - (2)入札又は見積に際し、不正の行為があったとき。
 - (3) 契約の履行に際し、施工若しくは製造又は物件の品質若しくは数量等につき不正の行為があったとき。
 - (4) その他本学に不利益を及ぼす行為があったとき。
- 2 最高管理責任者は、前項の措置を行った場合、速やかに当該取引業者に書面をもって通知するものとする。
- 3 取引停止期間は1か月以上12か月以下とし、その期間は情状に応じて最高管理責任者が 決定する。

(取引停止に係る特例)

- 第3条 最高管理責任者は、取引停止期間中の取引業者であっても、次の各号のいずれかに 該当し本学の研究活動を継続するためにやむをえないと思料する場合に限り、当該事案に 限り取引の相手方とすることができるものとする。
 - (1)特許等特別な技術を必要とする物件購入等で、取引停止期間中の取引業者以外には取引の相手方がいない場合
 - (2) 緊急の物件購入等で、取引停止の期間中の取引業者以外では、物件購入等の目的を達成することができない場合
 - (3) 取引停止期間中の取引業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合
- 2 最高管理責任者は、取引停止期間中の取引業者が公的研究費の不正使用について責めを 負わないことが明らかとなった場合、当該取引業者に対する取引停止を解除するものとす る。

(警告又は注意の喚起)

第4条 最高管理責任者は、第2条第1項各号に該当するにもかかわらず取引停止の措置を 講じない場合において、必要があると認められるときには、当該取引業者に対して、書面 又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(委任)

第5条 公的研究費の不正使用に関与した取引業者の取扱いに関して、この取扱要領に定めのない事項については、最高管理責任者がこれを定める。

(改廃)

第6条 この取扱要領の改廃は、不正防止計画推進本部及び常務理事会の議を経て、学長が 行う。

附則

この取扱要領は、令和2年10月1日から施行する。